

政令第 号

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令和七年法律第八十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年五月二十九日とする。

理由

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。